

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和元年11月18日(月) 14:02~14:29

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 杉本透

委員 細谷政幸、田中徳一郎、田中信次、市川よし子、栄居学、谷口かずふみ、くさか景子、相原高広、井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、

管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、経理課長 奥澤陽一、

参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一朗、政策調査課副課長 八木和則

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(杉本座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題はお手元の会議次第のとおりであります。

はじめに、検討事項2「議員本人、生計同一親族、関係する法人の取扱い」から7「指針における使途の明確化」について協議いたしたいと思っております。

資料1「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性(案)」をご覧願います。

これは、検討事項2から7についての当連絡会としての方向性の案を座長案として取りまとめたものであります。

このことにつきましては、前回、11月1日の当連絡会において、各会派お持ち帰りのうえ、ご検討をお願いいたしました。

つきましては、各会派の検討結果についてお聞かせください。

(細谷委員)

自民党としては、前回提示していただいた部分に関しては、(案)の形で進めていただければと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

(栄居委員)

私どもも会派で諮りまして、自民党さんと同様、(案)の内容でお願いしたいと思っております。

(谷口委員)

私どもも座長案でお願いいたします。

(くさか委員)

私どもも2から7については、座長案のとおり、皆さんと同じ意見であります。

(相原委員)

座長案の方向性で結構でございます。

(井坂委員)

ちょっとだけ伺いたいことがあります。

私たち、座長案をみさせていただいて、凄く公開に向けて前進する部分もあるなと思っていますし、改善される部分があると思っています。

ただその中でも、これは少し不十分ではないかという部分もあります。

例えば、私たちは前回も話をさせてもらったのですが、視察の報告書を議長提出書類にしてインターネットで公開するという事です。

他の議会でも行っているので、行ったらどうかと思っています。

やはり、今回、一定程度結論を出すことになるのですが、このようなものは今後また論議をぜひさせてもらいたいなと私は思っていて、今回結論を出したら、もうこれらの項目は論議できないということになってしまうのかどうか、その点を確認したいと思っています。

(杉本座長)

今、共産党さんからご発言いただきましたけれども、本職としましては、お示しをさせていただいたものについては、限られた時間の中の現段階での検討結果としてお示しさせていただいた訳でございます、政務活動費については、不断の見直しが必要であると考えております。

ですから、共産党さんのご意見については、報告書を取りまとめた後も、今後の政務活動費連絡会の中で検討することを妨げるものでない訳でございます、今後ともそのような項目については、今年度は限りがございますけれども、これから先々、当然、政務活動費連絡会は、たぶん召集されていくのではと思いますから、その時に議論されることに対しては全然妨げるものではないというふうに私は考えております。

(井坂委員)

私たちもこのような課題でもあるので、出来るだけ多くの皆様の理解とか認識を一致させながら進めたいと思っております、今、座長が言われたとおり、時間が限られた中で、今回一定の結論を出すということですので、出来れば次回以降、今言ったような中身ですとか、もう一度見た中で論議が必要だという点については、来年度以降どのような運営になるか分かりませんが、論議させていただければというふうに思っております。

私たちはそのような意見を持っていますけれども、今回座長案でということで構いません。

(杉本座長)

それでは、検討事項2から7に係る当連絡会としての方向性については、座長案のとおり決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないと認め、そのように決しました。

次に、前回の連絡会に引き続き、検討事項の1「透明性の向上のための情報公開のあり方」について協議いたしたいと思っております。

前回の連絡会で、自民党から議会局に、現在、証拠書類のホームページ上での公開をしている都府県の中で、問題になっている点や円滑に実施するために工夫をしている点について、確認の依頼がありました。

これについて、議会局から説明をお願いいたします。

(経理課長)

それでは他県で問題となっている点、工夫している点についてご説明をさせていただきます。

11月1日の政務活動費連絡会におきまして、自民党の細谷委員の方から、政務活動費に係る支出伝票及び領収書等証拠書類をホームページ公開している都府県議会におきまして、問題となっている点や、円滑に実施するために工夫している点について、確認のご依頼がございました。

その確認結果についてご報告させていただきます。

まず、問題となっている点につきましては、やはり政務活動費を担当する事務局職員の時間と労力を要していることが一番のようでございます。

前年度の政務活動費に係る支出伝票、領収書等の証拠書類につきまして、5月から7月ぐらいの間、短期間でマスキングを行っている議会が多い状況でございまして、事務作業の集中するこの時期に、職員の時間外勤務が多くなる傾向にあるというところがございました。

次に、情報公開を円滑に実施するために工夫している点でございまして。

これにつきましては、支出伝票、領収書等の証拠書類を半期ごとにご提出いただき、非公開情報へのマスキングを段階的に実施しているという議会がございました。

また、あらかじめ事務局職員によりまず支出伝票等の内容確認ですとか、有識者で構成される協議会のチェックを受けて、支出額や証拠書類の内容を固めておきまして、翌年の4月に正式に議長あてに提出されたのち、早い段階でマスキングに着手できるようにしているという議会もございました。

これによりまして、事務局職員の作業の繁忙期が平準化されるということでございます。

なお、本県では、証拠書類を4月30日までに議長にご提出いただき、議会局職員が5月以降に書類の内容確認を行い、それが終了後にマスキング作業を実施しております。

(杉本座長)

ただいま説明のありました事項について、ご質問などがありましたらどうぞ。

(細谷委員)

課長ありがとうございました。

ただ今の説明を聞いて、やはり個人情報等非公開情報へのマスキング作業は大変なのだろうと思っています。

事務局担当職員の時間と労力を要していることも課題の一つであるということをも十分理解をさせていただきました。

そういった中で、マスキング作業に段階的に着手し、作業の繁忙期を平準化している議会もあるということも理解をいたしました。

前回の連絡会でも申し上げたとおり、政務活動費に係る証拠書類の中には、個人の氏名ですとか、あるいは住所、口座番号などの非公開情報が多く含まれており、ホームページ公開にあたっては、こうした個人情報が漏洩することのないよう細心の注意を払う必要があるのではないのかなと思っています。

そういった中で、一度ホームページで公開したものは、広く拡散する可能性もあり、また、誤って非公開情報にマスキングをせずに個人情報等を残したまま公開してしまった場合は、取り返しのつかない事態になってしまうのではないのかなと思っています。

領収書等証拠書類のホームページ公開を行う場合は、第三者に不利益を生じさせないということを第一に考えなければならないというふうに思っております。

そうした中、短期間に事務作業が集中すれば、そうしたことが起きるリスクも高くなるのかなというふうに思っているところであります。

提出期限は現行のままでよいのか、あるいは議会局の担当職員数は増やさなくていいのか、等々、慎重に検討していく必要があると思っています。

一方で、政務活動費に対する県民の皆さんや社会の関心は、ますます高くなってきていると思っておりますので、透明性の向上を図るためにも、できるだけ早期に証拠書類を県議会のホームページ上で公開すべきであるというふうに思っているところであります。

そこで、課題解決の努力をしつつ、可能な限り早い時期にホームページ公開をするべきだと思っておりますが、ついては、今後、精力的に、課題の一つ一つを整理して準備を進めていくべきであると考えております。

それともう一つ、証拠書類の情報公開請求によらない閲覧制度による公開については、すでにほとんどの都道府県で実施しているという状況であります。

また、本県議会でも、県民の皆様から情報公開請求があった場合には、非公開情報を除いて公開を決定している状況にあると思っております。

こうしたことから、本県議会でも、令和2年度から、書類が保存されている過去5年間分に遡り、情報公開請求を必要としない閲覧制度を開始すべきであると考えております。

(杉本座長)

ただ今、説明に対する質問ではございませんでしたが、自民党さんはご意見を述べられています。

次に立民さん、ご質問やご意見はあるでしょうか。

(市川委員)

先程の議会当局のご説明に対して、1つお伺いしたいことがあるのですが、先ほど、書類を半期毎に出しているところがあるよという話と共に、事務局職員の方やあるいは第三者機関における事前のチェック的なものを行ってらっしゃるところがあるということだったのですけれども、もしお答えいただけるのであれば、どのくらいの規模のところ、どういった形でやっているのか、もう少しご説明がいただけるのであればお願いします。

(経理課長)

ただ今ご質問がございましたけれども、第三者機関を設置している議会につきましては、承知している範囲では10議会です。

例えば、東京都さんですと協議会の定数は3名以内ということでございまして、現在は2名でやられている。

弁護士の資格を持っている方と公認会計士と税理士の両方の資格をもっている方の2人で協議会を運営して、書類のチェックを行っていると聞いております。

(市川委員)

ありがとうございました。

第三者機関があるというのは私も初めて伺ったのでそのようなやり方もあるのだなと改めて分かりました。

(杉本座長)

立民さん、併せてご意見の方もお願いいたします。

(栄居委員)

透明性向上のための情報公開のあり方については、閲覧制度については他県と比べても時間や手間がかかる手続きと現状なっておりますので、全国並みに迅速に対応できるように改めておく必要があると考えます。

また、今議会当局からもホームページ上での公開について、いろいろご説明をいただきましたが、私たちの会派といたしましては、出来るだけ早期に実施すべきと考えております。

しかしながら、多く課題があるということも分かりましたし、またやり方についても今質問させていただきましたが、第三機関などの方法もあるということで、具体的に本県の場合、どのようなやり方で公開するのかということ、現状の制度や、またそれに伴う予算

などを考慮した上で、定めていくべきと考えます。

(杉本座長)

続きまして公明さんどうぞ。質問もあれば併せてどうぞ。

(谷口委員)

1点だけ質問ですが、先ほど工夫の中で半期ごとに書類を提出し、早めにチェックをしてマスキングをしていくというお話があり、素晴らしい平準化の取組みだと思うのですが、一方で1年間の分の書類を提出するという中で最初に出しているものと、最後の確定したものがずれてきた時に、提出されていないものが公開されてしまうというようなことが他の所でなかったのかどうか、伺います。

(経理課長)

例えば、半期とか四半期ごとに提出されている議会もあるのですが、例えば東京都さんでは、協議会がございますので協議会のチェックを受けた後は基本的に追加の書類提出はないと聞いております。

ただ、修正をするものにつきましては、四半期毎に支出状況報告書というものをしていますけれども、修正する時点でもう一度、支出状況報告書を出して修正をしています。

あともう一つ、マスキングについては早めに行っているところでもホームページ公開については、年度が終わってから、しかるべき公開する開始期限が定められております。

それより前に公開することはございませんので、今、谷口委員がおっしゃったような早めに公開されて問題になっているというものはないと承知しております。

(谷口委員)

分かりました。

私が聞きたかったのは事前に半期とか四半期毎に出して、マスキングしてもらったけれども、実は最終的に年間分を出す時に引っ込めていた場合に、そのようなことが起きるのではないかとということで質問させていただきました。

では意見を申し上げます。

インターネット公開については私どももなるべく早く公開をスタートさせるべきだと考えております。

しかしながら、先程ご説明がありましたとおり、職員の皆さんの人数が今のままで足りるのかどうかとか、予算も当然出てくるでしょうし、きちんとチェックしていただいてマスキングもしっかりしていただく。

また、サーバーもかなり増強しなければいけないだろうし、そうしたものを含めてしっかりと準備を万全に整えた上で、公開をしていくというのが大事かと思えます。

閲覧制度による公開については、私どももなるべく早期に実施していただければと思います。

(杉本座長)

民主さんどうぞ。

(くさか委員)

特に質問はありません。

問題点などを今お伺いした中で、皆さんおっしゃいますように、インターネット公開をするに当たっては、事務局の職員も大変な作業になるということも含めて非常にまだ課題も多いと思います。

それから、第三者機関があるというのを私も知りました。

いろいろな課題もあるということで、しっかり準備をして行かなければいけないというふうに思っております。

私ども会派もホームページ上での公開は出来るだけ早く行った方がいいと思っておりますが、今申し上げたようにいろいろな課題、準備が必要であるということから、それを踏まえて公開していくべきであろうというふうに思っています。

閲覧制度の方も、15日以内ということでありましたが、やはり、すぐその場で閲覧ができるように、準備を整えて出来るだけ早く閲覧にもっていければというふうに思っています。

(杉本座長)

続いて県政さんどうぞ。

(相原委員)

念のため議会局へ質問させていただきますので教えてください。

ホームページ上での領収書等の公開の件で、二つ質問があります。

一つ目は、ホームページ上で公開していない議会が実は相当数あるのですね。

それは、なぜ公開しないのかとか、そのあたりの状況が分かれば教えてください。

二つ目は、東京都議会の第三者機関の例をご紹介いただいたわけですが、この協議会のチェックなどの権限は分かりました。

一方で、何らかの責任は伴っているのか、その2点を教えていただければ助かります。

(経理課長)

今、相原委員からご質問がありましたホームページ公開していない議会がなぜ公開していないかという点につきましては、そういった観点で調査をしておりますので、承知していない状況でございます。

もう一つ、第三者機関の責任の有無につきましても今回の調査では設置しているというところまでで、そこまで確認しておりませんので、承知していない状況でございます。

(相原委員)

どうもありがとうございました。

簡単に意見を申し上げたいと思います。

まず、閲覧に関してですが、よほど想定していない形で閲覧請求があると、なんとも言えないのですが、現行これまで出てきた政務活動費に関する閲覧に関してならば、最大限希望者の便宜を図る対応が妥当だと思いますので、そのような形で処理をすればよろしいのかなと思っております。

ホームページ上での領収書等の証拠書類の公開についても、趣旨は間違いのないところだと思いますので、今後準備を進めていって整った段階で、いずれ、何年後かに実施をすればよろしいかと思っております。

ただ、私は議会局職員の時間外勤務が相当数発生をする、もしくは、常勤であろうが非常勤であろうが、新たに職員を何人も雇用しなくてはいけないという状態が発生するならば、少し考えさせていただきたいなと思っております。

会計書類ですから、確認作業もするでしょうし、個人情報等の対応、いわゆるマスキング作業もしなくてはいけない。

また、ホームページ上にアップするにはデータの電子化等もしなくてはいけない。

これらの作業に余裕をもって時間をとって設定をすれば、その辺も解決するので、事務局の皆さんの作業の時間をたっぷり取って、間違いのない運用をすればよろしいのかなというふうに思っております。

(杉本座長)

次、共産さん、どうぞ。

(井坂委員)

質問をちょっとさせていただきたいのですが、先程、谷口委員からもお話のありました半期ごとの提出の件なのですが、半期毎、四半期毎に提出して、公開も半期毎なのかというのが一つ聞きたいということと、それから、例えば、年間いくらという形で最終報告をするのですが、半期で提出ということは、半期分だけ金額が確定になって、残りの半期はまた半期分という形になっているのか、それとも1年通して、最初の提出で半期分全部ではなかったんだけど、後期の方ではプラスして出せるのか、そのあたりはどんな形になっているか教えてもらえますか。

(経理課長)

半期毎に提出しているところが、公開も半期毎かということにつきましては、ホームページ公開については、次の年度のしかるべき時期に一括して1年分を公開している状況と伺っております。

それから、半期毎で金額を固めてしまうのかというご趣旨の質問だったかと思うのですが、それについては、いろいろ議会によってやり方はあるかと思いますが、例えば、東京都さんで伺ったところによりますと、東京都は、先程のご質問に対する繰り返しの答えになってしまうかと思うのですが、四半期毎に協議会のチェックを受けた後は、出したものを修正というものはあるようですが、基本的に追加はなしという取扱いをされているようです。

(井坂委員)

やはりこれまでの論議も聞かせていただいて、いろいろな事務作業も大変多くなるでしょうし、また、職員の配置も考えなければいけない、ということになるのかなというふうに思っています。

工夫でどのくらい出来るかというのも、少し今伺ったような状況とかも整理して結論を出さなくてはいけないなと感じました。

ですので、早くホームページでの公開をした方がいいとは思いますが、その点をきちっと精査してから進めていくというのが大事なかなと思います。

あと、閲覧制度については、出来るだけ早く閲覧制度でできるようにした方がいいと思います。

(杉本座長)

追加のご発言や、他会派の発言に対して、ご質問等はございますでしょうか。

(なし)

それでは、本日の協議は以上で終了しますが、先程、県政会から質問がありましたネット公開しないところの理由ですとか、第三者協議会の責任の有無については、分かる範囲で結構ですから、次回までに調べていただいて、皆様の前で報告いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(経理課長)

確認してご報告をさせていただきます。

(杉本座長)

それでは、本日の協議は以上で終了いたします。

次回連絡会で、本日、皆様方からいただいたご意見等を踏まえ、検討事項1について、当連絡会としての方向性の案をお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それからもう1点、次回の連絡会は11月28日午前11時半から開催をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上でございますが、この際、何かありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、以上で、本日の政務活動費連絡会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以上